

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区深草相深町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	トンネル補修工事（高速道路 1 号線）（下り線）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	南部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事箇所				トンネル	1
剥落防止工	トンネル	1	ひび割れ補修工	トンネル	1
断面欠損部補修工	トンネル	1	構造物撤去工	式	1

施 工 理 由

本工事は、稲荷山トンネル（下り線）において、壁面及び天井部の補修を行うことにより、トンネルの長寿命化を図るものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年8月	
歩掛適用年月	2025年8月	
基準適用年月	2025年8月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（トンネル補修工事1）

工事名	トンネル補修工事（高速道路1号線）（下り線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
トンネル補修工		式	1				
トンネル壁面補修工		式	1				
剥落防止工	下地処理含む	トンネル	1				
ひび割れ補修工		トンネル	1				
断面欠損部補修工	プライマー塗布, はつり処理含む	トンネル	1				
構造物撤去工		式	1				
運搬処理工		式	1				
人力積込	コンクリート殻(無筋)	m3	0.019				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.019				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.019				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

設計内訳書（トンネル補修工事1）

工事名	トンネル補修工事（高速道路1号線）（下り線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	2				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	17				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（トンネル補修工事2）

工事名	トンネル補修工事（高速道路1号線）（下り線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	5				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	4				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

設計内訳書（トンネル補修工事2）

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

工事名 トンネル補修工事（高速道路１号線）（下り線）

工事場所 京都市伏見区深草相深町他地内

1 一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和７年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和７年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第２条（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施）

１ 本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。

２ 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

３ 「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

４ 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

５ 工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第３条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

１ 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

２ 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

３ 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 一般市道高速道路1号線は、自動車専用道路(高速道路)であること、NEXCO 西日本株式会社所管の有料高速道路の第二京阪道路と接続していることから、当該道路は別途業者への業務委託により、道路管理を行っている。

上記の理由から、本工事における交通規制は、NEXCO 西日本株式会社及び道路管理委託業者と密に連携を取って実施する必要がある。また、交通規制の実施・切り替え・解除は、道路管理委託業者が行うこととする。

- 2 本工事施工箇所において、同時期に別途トンネル照明器具更新工事（以下、「別工事」という。）を実施することから、本工事においては、別工事の進捗に合わせた施工計画及び工程を作成すること。

なお、施工計画等の詳細は、発注者、別工事施工業者及び関係機関等と密に調整を行い、決定すること。

別工事の概要	
工 事 名	トンネル照明更新工事（高速道路1号線）（その3）
施工業者	五島・関西シグナル特定建設工事共同企業体
施工箇所	一般市道 京都高速道路1号線（京都市伏見区深草相深町他地内） 稲荷山トンネル（下り線）
工事期間	令和7年5月24日から令和8年3月13日まで

第6条（施工時間）

施工時間は、昼間施工を標準とする。ただし、所轄警察署等との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（工事規制及び工程）

- 1 一般市道高速道路1号線は、別工事に伴い下記の期間で交通規制を実施するため、本工事は交通規制時に設置を予定している規制帯の中で施工すること。

また、11月下旬の交通規制を利用し、工事着手前の現地確認を実施すること。

規制内容	規制期間	備考
上下線 夜間通行止め	令和7年11月下旬（2～3日程度）	
下り線 左側車線終日規制	令和8年1月上旬～令和8年2月中旬	右側車線通行
下り線 右側車線終日規制	令和8年2月上旬～令和8年3月中旬	左側車線通行

- 2 夜間通行止めを含む工事規制(資材や予告看板の設置管理等)は、別工事により実施するが、規制帯への入退場等、本工事の施工に伴い必要となる交通誘導警備員の配置等は、本工事にて行うこと。

第8条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
稲荷山トンネル (下り線)	4 名	交通誘導警備員 A 1 名 交通誘導警備員 B 3 名	昼 間	有

3 監督職員の確認に関する事項

第9条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
トンネル壁面補修工	剥落防止工	剥落防止材
	ひび割れ補修工	ひび割れ補修充てん材
	断面欠損部補修工	劣化防止コーティング剤

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第11条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種・種別等	細 別	確 認 項 目
トンネル壁面補修工	各細別	施工前補修実施箇所の確認

第12条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験については、施工前に監督職員へ確認を行い適宜実施するものとする。

4 建設副産物に関する事項

第13条（建設副産物の適正処理）

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府乙訓郡大山崎町下植野北牧方25	設計運搬距離 L = 16.3 km

第14条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第15条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、作業完了後速やかに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、施工状況を鑑みて監督職員が指示する時期までに提出すること。

第16条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第17条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声は監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

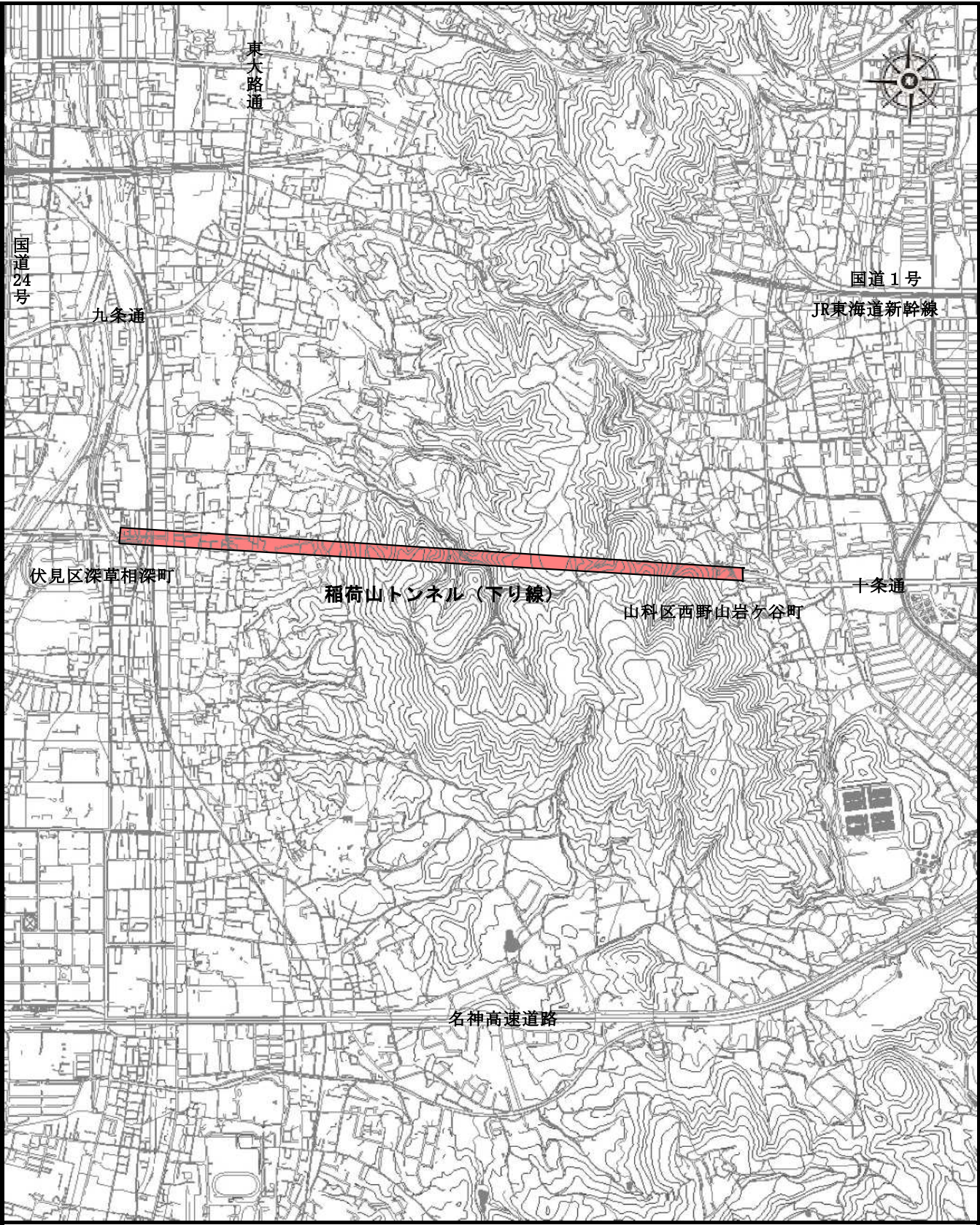
第18条（高所作業車について）

トンネル壁面補修工における高所作業車運転について、施工計画立案時に監督職員と協議の上、仕様や日当たり台数を決定すること。仕様に変更が生じる際は設計変更の対象とする。

第19条（事前調査について）

補修箇所及びその周辺については施工前に現状調査を実施すること。なお、調査結果で変状が見られる場合は監督職員と協議するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

箇所図



凡例

: 本工事施工箇所